

「バス事業のあり方検討会」報告書

平成24年10月に学識経験者、バス事業者、労働組合、旅行業者等の関係者から構成される「バス事業のあり方検討会（座長：中村文彦 横浜国立大学大学院教授）」を設置し、貸切バスの安全性向上に向けた施策を中心に検討を進めてきたところ、今般、以下のとおり報告書をとりました。

課題 関越道高速ツアーバス事故の発生等により、貸切バス市場の現状について以下の問題の深刻化が浮き彫りに

- 利用者に対する安全確保等の責任が曖昧な「高速ツアーバス」という業態。
- 価格競争の激化に伴い、安全コストを考慮しない発注が広がっている現在の業界構造。
- 事業者数・車両数の増加に対し、需要増は限定的。収入が下落し、運転者の労働環境、さらには輸送の安全性も低下。
- 安全確保への取組意識や法令遵守意識が低い事業者の存在。
- 監査等の事後チェックが不十分。
- 旅行業者等の運送申込者との間の適正とは言えない取引の存在。
- 利用者からの信頼を回復することが急務。

高速ツアーバスの業態の転換

→平成25年8月より新高速乗合バスに移行・一本化

- ①大都市圏のターミナル駅周辺等におけるバス停留所の確保
- ②運輸安全マネジメント実施義務付け対象の拡大
- ③過労運転防止のための交替運転者の配置基準の明確化・厳格化

貸切バスの安全性向上

→貸切バス全般の安全性向上に向けた取組の実施

(1) 全ての貸切バス事業者における過労運転防止等の安全優先経営の徹底

- ①安全管理体制の強化（運輸安全マネジメントの実施義務付けの中小事業者への拡大）
- ②運行管理制度の強化（車両運行中の運行管理者業務の明確化）
- ③交替運転者の配置基準の策定
- ④デジタル式運行記録計・ドライブレコーダーによる運行管理体制の構築

(2) 参入時における安全性チェックの強化

- ①役員への法令試験の厳格化
- ②営業所等の現場確認の徹底
- ③所要資金額や賠償限度額に関する許可基準の強化

(3) 参入後における安全管理や法令遵守状況のチェックの強化

- ①運輸安全マネジメント評価対象の拡大・安全管理体制構築のための支援事業の展開
- ②法令遵守に係る自主点検制度の導入・点検結果の報告の義務付け
- ③業界団体を中心とした適正化事業（コンサルティング）の導入
- ④悪質事業者への集中的な監査と厳格な処分の実施

(4) 運送申込者との間のビジネス環境の適正化・改善

- ①運賃・料金制度の改革（運賃・料金への安全コストの反映、時間・キロ併用制運賃への移行）
- ②貸切バス事業者と運送申込者との間における書面取引の徹底
- ③安全阻害行為等に対する抑止力の発揮（荷主勧告制度を参考とした新たな制度の導入の検討）
- ④円滑な移行のための環境整備（「貸切バス選定・利用ガイドライン」の改訂・周知等）

今後の進め方

とりまとめた施策の実施のフォローアップを行うとともに、参入規制の強化等に係るデータの収集・分析・検討を実施